

磐田市告示第297号

磐田市地方就職学生支援金交付要綱（令和6年磐田市告示第359号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月18日

磐田市長 草地博昭

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第3条第2項第1号ア中「東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパス」を「東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパス」に改める。

第3条第2項第2号ウ中「5年」を「1年」に、「磐田市に移住する意思を有していること」を「転入日から1年以上、磐田市に継続して居住する意思を有していること」に改める。

第3条第3項第1号イに次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

第3条第3項第2号イを次のように改める。

イ 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

第3条第3項第2号に次のように加える。

ウ 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。

エ 在学中に交通費を申請する場合は、イ及びウの要件に該当する者として採用される予定であること。

第5条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料

第8条中「全部又は一部」を「全部」に改める。

様式第1号（その1）から（その3）まで中「5年」を「1年」に改める。

様式第2号中

「(2) 次の場合には、磐田市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の申請であること、居住又は就

業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

イ 在学中に交通費を申請した場合にあっては、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき：全額

ウ 在学中に交通費を申請した場合にあっては、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に磐田市に転入しなかったとき。ただし、申請時にすでに磐田市に住民票がある場合を除く。：全額

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。：全額

オ 磐田市に転入した日から3年未満に磐田市以外の市区町村に転出した場合：全額

カ 磐田市に転入した日から3年以上5年以内に磐田市以外の市区町村に転出した場合：半額

「(2) 次の場合には、磐田市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額を返還します。

ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費を申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき

ウ 在学中に交通費を申請する場合は、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に磐田市に転入しなかったとき。ただし、申請時にすでに磐田市に住民票がある場合を除く。

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。

オ 転入日から1年以内に磐田市以外の市区町村に転出した場合

改める。」

様式第3号中「勤務者住所（※）」を「勤務者住所（※1）」に、

移住先地域内での就業（予定）の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している（予定も含む）。
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない。

を

※ 勤務者住所は、就業開始日前に作成する場合は記載不要です。

移住先地域内での就業の有無（支援金の事前申請の場合は予定）	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している。（※2）
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費又は移転費の支給をしていない。 <input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費又は移転費の支給をしている。（※3） 円

に

※1 勤務者住所は、就業開始日前に作成する場合は記載不要です。

※2 市長が別に定める場合はこの限りではありません。

※3 交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく各面接・試験日の日付と金額を記載してください。交通費・移転費を支給していない場合は0を記載してください。

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。